

ユニット型個室(第4段階)

更新日: 令和5年6月

介護保険1割負担

実費負担分

	介護保険1割負担		実費負担分		実費負担分		加算		
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
要介護 1	661	104	1,700	2,036	4,597	140,835	624	1,919	370
要介護 2	730	104	1,700	2,036	4,675	143,427	680	2,091	403
要介護 3	803	104	1,700	2,036	4,757	146,169	739	2,273	438
要介護 4	874	104	1,700	2,036	4,837	148,835	797	2,450	472
要介護 5	942	104	1,700	2,036	4,914	151,390	852	2,619	505

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,136円となります。

ユニット型個室(第3段階②)

介護保険1割負担

実費負担分

	介護保険1割負担		実費負担分		実費負担分		加算		
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
要介護 1	661	104	1,360	1,310	3,531	108,855	624	1,919	370
要介護 2	730	104	1,360	1,310	3,609	111,447	680	2,091	403
要介護 3	803	104	1,360	1,310	3,691	114,189	739	2,273	438
要介護 4	874	104	1,360	1,310	3,771	116,855	797	2,450	472
要介護 5	942	104	1,360	1,310	3,848	119,410	852	2,619	505

ユニット型個室(第3段階①)

介護保険1割負担

実費負担分

	介護保険1割負担		実費負担分		実費負担分		加算		
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
要介護 1	661	104	650	1,310	2,821	87,555	624	1,919	370
要介護 2	730	104	650	1,310	2,899	90,147	680	2,091	403
要介護 3	803	104	650	1,310	2,981	92,889	739	2,273	438
要介護 4	874	104	650	1,310	3,061	95,555	797	2,450	472
要介護 5	942	104	650	1,310	3,138	98,110	852	2,619	505

ユニット型個室(第2段階)

介護保険1割負担

実費負担分

	介護保険1割負担		実費負担分		実費負担分		加算		
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
要介護 1	661	104	390	820	2,071	65,055	624	1,919	370
要介護 2	730	104	390	820	2,149	67,647	680	2,091	403
要介護 3	803	104	390	820	2,231	70,389	739	2,273	438
要介護 4	874	104	390	820	2,311	73,055	797	2,450	472
要介護 5	942	104	390	820	2,388	75,610	852	2,619	505

ユニット型個室(第1段階)

介護保険1割負担

実費負担分

	介護保険1割負担		実費負担分		実費負担分		加算		
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
要介護 1	661	104	300	820	1,981	62,355	624	1,919	370
要介護 2	730	104	300	820	2,059	64,947	680	2,091	403
要介護 3	803	104	300	820	2,141	67,689	739	2,273	438
要介護 4	874	104	300	820	2,221	70,355	797	2,450	472
要介護 5	942	104	300	820	2,298	72,910	852	2,619	505

ユニット型個室(第4段階)

更新日:令和5年6月

介護保険2割負担

実費負担分

	介護保険2割負担		実費負担分		1日の利用料		1ヶ月の利用料(30日)		特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)			
要介護 1	1,322	208	1,700	2,036	5,459	169,590	1,249	3,838	740		
要介護 2	1,460	208	1,700	2,036	5,614	174,774	1,360	4,182	806		
要介護 3	1,606	208	1,700	2,036	5,779	180,257	1,479	4,546	876		
要介護 4	1,748	208	1,700	2,036	5,938	185,591	1,594	4,899	944		
要介護 5	1,884	208	1,700	2,036	6,092	190,699	1,704	5,238	1,010		

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,136円となります。

ユニット型個室(第4段階)

介護保険3割負担

実費負担分

	介護保険3割負担		実費負担分		1日の利用料		1ヶ月の利用料(30日)		特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)	介護職員等ベースアップ等支援加算(30日)
	利用料金	加算合計	食費	居住費	1日の利用料	1ヶ月の利用料(30日)	特定処遇改善加算(30日)	処遇改善加算(30日)			
要介護 1	1,983	312	1,700	2,036	6,320	198,346	1,873	5,758	1,110		
要介護 2	2,190	312	1,700	2,036	6,553	206,121	2,041	6,273	1,209		
要介護 3	2,409	312	1,700	2,036	6,800	214,346	2,218	6,818	1,314		
要介護 4	2,622	312	1,700	2,036	7,040	222,346	2,391	7,349	1,417		
要介護 5	2,826	312	1,700	2,036	7,269	230,009	2,556	7,857	1,515		

↑トイレ付きの部屋の場合1日2,136円となります。

※ 上記の加算合計には、看護体制加算 I イ(12円・24円又は36円/日)、夜間職員配置加算 II イ(46円・92円又は138円/日)、日常生活継続支援加算 II (46円・92円又は138円/日)が含まれています。

※ 1ヶ月あたりの利用料は30日で計算しています。

※ 科学的介護推進加算 II (50円・100円又は150円/月)、褥瘡マネジメント加算 I (3円・6円又は9円/月)、排せつ支援加算 I (10円・20円又は30円/月)、口腔衛生管理加算 II (110円・220円又は330円/月)は、1ヶ月の利用料欄に合計されています。

第4段階	第1、2、3段階以外の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が120万円超の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円超120万円以下の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円以下の方
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金又は生活保護を受給している方

- ① 入院(外泊)の際は上記の自己負担は掛かりませんが、入院(外泊)の翌日から6日間は、1日246円、492円又は738円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で12日間)
 - ② 新入所日及び30日以上入院をした後の退院日から30日間は、最大1日30円、60円又は90円の初期加算が掛かります。
 - ③ 医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取への移行が行われているときは、1日28円、56円又は84円(180日間)の経口移行加算が掛かります。180日以降に経口摂取が行われている場合は、引き続き経口移行加算が掛かります。
 - ④ 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は1食6円、12円又は18円の療養食加算が掛かります。
 - ⑤ 若年性認知症入所者受入加算(120円・240円又は360円/日)、在宅・入所相互利用加算(30円・60円又は90円/日)、看取り加算は対象者のみ掛かります。
- ※ 上記①~⑤の加算は対象の方のみ頂きますので合計加算には含まれていません。

★ 介護職員の処遇改善等に関する見直し(要介護) 別途、合計額に2.7%相当の特定処遇改善加算及び、8.3%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。
 令和4年10月より、1.6%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わります。